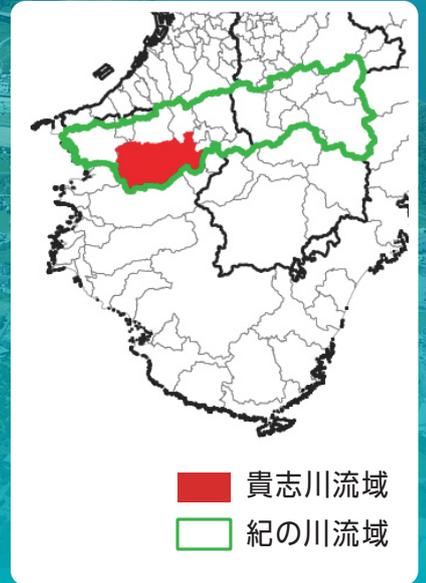


貴志川
流域で

「特定都市河川」及び 「特定都市河川流域」の 指定を行いました (令和8年3月31日指定)



赤線：貴志川の流域

(降った雨が貴志川に
流れ込む範囲)

指定までの経緯

- 貴志川周辺では、昔から氾濫による被害が多く、令和5年6月の台風第2号では貴志川流域で線状降水帯が発生し、広範囲で浸水被害がありました。
- 気候変動の影響で、今後さらに被害が大きくなるような大雨の発生が懸念されます。
- 流域内における一定規模以上の開発行為に対し雨水を貯める等の対策を求めると、流域内のみんなが雨を貯める取組等をより一層進め、大雨に対する安全度の向上を目指します。



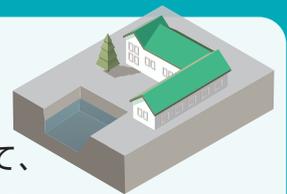
特定都市河川・特定都市河川流域に指定されるとどうなる？

田畑など締め固められていない土地で行う

1,000㎡以上の雨水浸透阻害行為 (雨水がしみ込みにくくなる行為)に対して、

雨水貯留浸透施設(調整池等)の設置及び和歌山県知事等の許可が必要になります。

このほか、流域内の関係者が連携する取組を計画し、推進していきます。



「特定都市河川」は「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき指定します。

「特定都市河川浸水被害対策法」は、著しい浸水被害が発生するおそれがある都市部を流れる河川及びその流域について、流域の浸水被害を防止するため、雨水貯留浸透施設の整備や雨水流出抑制の規制等を行い、水害に強いまちづくりを推進する法律です。

詳しくはこちら

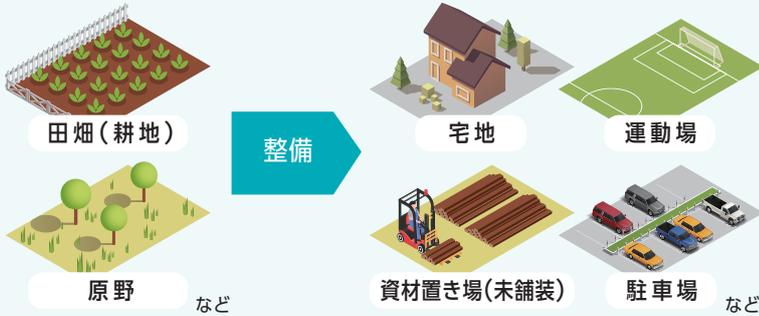


貴志川流域は「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき、令和8年3月に「特定都市河川流域」に指定されました

貴志川流域の土地で行う、雨水がしみこみにくくなる行為は 和歌山県知事等の許可が必要 となる場合があります

雨水の浸透を阻害する開発行為の例

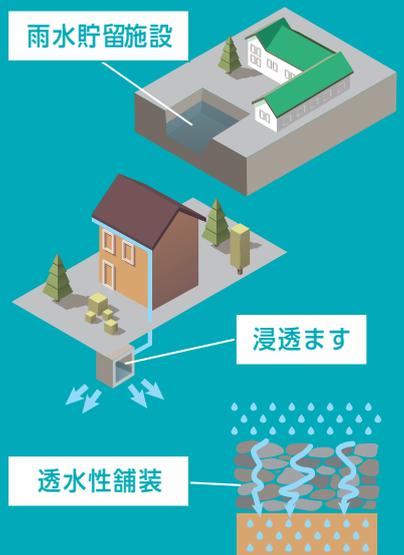
締め固められていない整備前の土地に建物などを建てる



既に造成済みの土地を更に締め固めるような土地に変更する



雨水を貯留・浸透させる対策が必要です。



手続きフロー図

開発エリアが特定都市河川流域内 かつ
1,000㎡以上 ですか？

はい いいえ 許可申請不要*

事前相談

開発エリア内の雨水浸透阻害行為の
面積が1,000㎡以上かを確認

1000㎡以上 1000㎡未満 許可申請不要*

雨水浸透阻害行為の許可申請

許可

工事の実施

工事の完了

工事完了検査

雨水貯留浸透施設
の標識設置

* 都市計画法第29条(開発行為の許可)など他の法令に基づく許可申請を不要とするものではありません。

許可申請窓口

- 貴志川流域(海南市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、有田川町の流域に係る許可)
和歌山県 県土整備部 河川下水道局 河川課 【代表】073-441-3134
- 貴志川流域(和歌山市の流域に係る許可)
和歌山市 都市建設局 道路河川部 河川港湾課 【代表】073-435-1090

雨水浸透阻害行為に対する雨水貯留浸透施設は、申請窓口の担当者と協議の上での設置をお願いしています。
詳細はホームページをご覧ください。

ホームページはこちら <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/d00217097.html>

